

徳島市農業委員会臨時総会 議事録

| | |
|-------|---|
| 1 とき | 令和2年8月28日(金) 開会 午後 3時30分 閉会 午後 4時50分 |
| 2 ところ | 徳島市役所 13階 大会議室 |
| 3 議長 | 会長職務代理者 岸本 昇 |
| 4 出席者 | <p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 13番委員 坂東 賢二 16番委員 浦川 昌夫 17番委員 多田 孝</p> |
| 5 欠席者 | 農業委員 10番委員 佐々木永薫、13番委員 植田美恵子 |
| 6 欠員 | なし |
| 7 議事 | <p>議事 農政関係議案</p> <p>第1号議案 令和3年度に向けた農業施策等の市長提言(案)について 第2号議案 2021年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)について</p> <p>議事 農地関係議案</p> <p>付議案件</p> <p>第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第6号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について(5条) 第7号議案 非農地通知の審議について 第8号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第9号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第10号議案 農地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地改良届について 7. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について 8. 農地であることの証明について 9. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 10. 転用許可の取消(3条許可)について 11. 転用届出の取消について(5条届出) |

令和2年8月 徳島市農業委員会 定例総会 議事録

(開会 午後3時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の岸本委員が務めることになっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和2年8月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員 19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、10番佐々木永薫委員、13番植田美恵子委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号3番天羽俊文委員と、議席番号14番廣瀬長市委員をお願いします。

それでは議事に移ります。本日の案件は、農政関係議案からとなります。

第1号議案、「令和3年度に向けた農業施策等の市長提言(案)について」であります。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 説明

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。
それでは、本案件につきましては、この内容で市長への提言を行うことよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、そのように取り計らいます。提言の結果は、後日御報告いたします。
続いて第2号議案、「県への2021年度重点農業施策に関する政策提案(案)について」であります。この政策提案は、来年度における国・県の農業施策が積極的に展開されるよう、徳島県農業会議が、市町村の農業委員会の意見を取りまとめて県知事に政策提案し、県は国に要望するものでございます。

それでは事務局、説明をお願いします。

事務局 説明

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。
それでは、県への提出の期限がせまっていますので、この内容で提出することいたします。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、そのように取り計らいます。県への提出結果についても、市長提言と同様、後日御報告いたします。

このあと、第3号議案から農地関係議案の審議となりますが、10分程度、議事案件の書類閲覧の時間を設けてから審議に移りたいと思います。審議は4時10分から開始します。よろしく申し上げます。

～休憩～

議長 それでは総会を再開します。これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

では、第3号議案、「農地法第3条の規定による許可申請の審議」を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われず、耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地3筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後314aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。当該譲受人が以前3条許可で取得した農地を調査したところ、違反転用が見つかったため、今回4条許可申請を同時に申請しています。

2番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地14筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず682aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず78aに至り、譲受人は対象地において、ほうれん草の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上3件で、対象地は、田10,111㎡、畑9,800㎡、計19,911㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第4号議案「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧下さい。まず、本申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、農業用倉庫及び露天貸駐車場に転用するものです。また、本件は、追認案件であり、農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出があります。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準におい

ても、許可要件を満たしているものと思われます。また、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みです。

第4号議案は以上1件で、田が135.67㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場です。以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第5号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の審議」を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページからを御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、個人事業主として解体業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

2～4番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、自動車の中古車及び新車の販売業を営んでおり、所有権を移転し、露天車両置場に転用するものです。申請地区域内には徳島市耕地課管理水路が存在し、用途廃止及び払下げの申請予定です。それに伴い、隣接する県道に付随した架け替え工事等が必要となり、この度の総会で許可されたとしても、関連手続きを確認後に、許可書発行となることに同意する誓約書の提出があります。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を主とする傍ら、不動産業も営んでおり、所有権を移転し、露天貸駐車場に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人と譲渡人は親子関係であり、賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。また、本件は、一部造成に着手しており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出があります。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、個人事業主として足場工事業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、個人でパッチワーク教室を営んでおり、所有権を移転し、教室利用者のための露天駐車場に転用するものです。

10～11番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は公共投資

の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。

12～14番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人が経営する飲食店の移転を計画したもので、12番は賃貸借権の設定となり、13～14番は所有権を移転し、飲食店及び一部を通路に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場・駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である10～14番までの案件については地区審査を実施しました。

第5号議案は全14件で、地目は、田が、12,925.29㎡、畑が510㎡で合計13,435.29㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場3,350㎡、その他施設用地10,085.29㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、10～14番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月21日に地区審査を実施しましたので報告します。参加者は多田推進委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側1名になります。

10～11番の農地は、南井上学校から東へ約1kmに位置しており、2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、太陽光発電施設であり、土地の造成については、砕石を敷き、整地します。排水は雨水のみで、既設水路で処理する計画です。

12～14番の農地は、南井上学校から南西へ約500mに位置しており、2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、飲食店であり、土地の造成については、道路高まで盛土したあとに、転圧し、新しく擁壁を設置します。排水は、合併浄化槽を設置し、南側の水路に排水する計画です。

結論として、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしているため、南井上地区の委員として、問題は無いと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、10～11番を許可相当として県に諮問し、残る12件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については10～11番を許可相当として県に諮問し、残る12件を許可することに決定いたしました。

続きまして、次の議案の審議に移ります。

第6号議案、「農地転用の事業計画変更申請の審議について」を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第6号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について御説明します。議案書5ページを御覧下さい。

1番は、令和2年3月4日付けで許可を受けていたものです。転用目的は「太陽光発電施設」であり、1筆のみ964㎡を許可しましたが、工事着手前に、隣接地である本件農地47㎡の部分申請地として含めるべきであったことに気づき、経済産業省および四国電力の契約手続きを経て、合計2筆分として今回の変更申請があったものです。立地基準及び一般基準のほか土地利用計画図の内容についても当初の計画のまま変更はありませんが、1点問題がありまして、工事開始の時期が遅れたことにより、申請地に雑草が繁茂し、適正に管理されていない状態となっていました。地元の農業委員と協議し、譲受人に対して指導した結果、現在は草刈りが完了しており、今後は適正に管理する旨の誓約書の提出があったことから、この問題点は解決しております。

第6号議案は以上1件で、地目は畑のみ1、011㎡、転用目的の内訳は、その他施設用地になります。以上、御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第6号議案の農地転用の事業計画変更申請の審議については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。第7号議案、「非農地通知の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第7号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書6ページをお開きください。今月は5件あり、所有者がそれぞれ異なりますが、対象地は全て大原町荒神谷であり、一体となっているため、まとめて説明します。

対象地は、徳島市論田小学校から東に約1.7kmに位置しており、今月14日に、地元の委員4名と事務局2名で状況を確認しております。土地所有者によりまして、対象地は、急傾斜地にあり、時期は不明ですが、地質改良のため工事関連の残土を投入して以降、急速に雑草と雑木が繁殖し、山林の状態となり、現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。

第7号議案は、以上5件で、対象地は畑4、454㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第7号議案の非農地通知の審議については、全案件を議案書のとおり非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については、全案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。第8号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について」を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第8議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。議案書7ページを御覧下さい。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番は、令和●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第8号議案は1件で、対象地は田●●●●㎡、畑●●●●㎡、計●●●●㎡となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第8号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第8号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第9号議案「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について」を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第9号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書8ページを御覧下さい。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地の一部は農道となっていますが、その他の対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第9号議案は、以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、●●●●㎡、畑●●●●㎡で、計●●●●㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第9号議案の続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第9号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第10号議案、「農用地利用集積計画の承認について」の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、久米 裕純に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第10号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書9ページを御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が46件、再設定が2件で合計48件となっており、そのうち、賃貸借権が42件、使用貸借権が6件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～2番が多家良地区・5筆・2件、3～13番が不動地区・60筆・11件、14～40番が応神地区・58筆・27件、41～43番が川内地区・12筆・3件、44～48番が南井上地区・12筆・5件となっております。

利用権設定については以上で、田11筆15,158㎡、畑136筆161,032.43㎡の合計147筆176,190.43㎡となります。

続きまして、所有権移転について御説明します。議案書16ページを御覧下さい。本案件は、譲渡人から譲受人へ売買により所有権が移転されるものです。耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番の譲受人の耕作面積は、取得後10aに至るものであり、取得後には対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

2番の譲受人の耕作面積は、取得後65aに至るものであり、取得後には対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

3番の譲受人の耕作面積は、取得後35aに至るものであり、取得後には対象地において飼料用作物を行うとのことです。

所有権移転については以上3件で田2筆、5,724㎡、畑2筆、4,524㎡の合計4筆10,248㎡となります。

第10号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第10号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第10号議案については、全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。
参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。
以上で付議案件の審議を終了します。続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。議案書17ページを御覧下さい。
1番は、「農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について」です。3件受理しました。18ページを御覧下さい。
2番は、「農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について」です。2件交付しました。19ページを御覧下さい。
3番は、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について」です。2件受理しました。20ページを御覧下さい。
4番は、「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について」です。7件受理しました。22ページを御覧下さい。
5番は、「農地法第18条第6項の処理について」です。2件処理しました。23ページを御覧下さい。
6番は、「農地改良届出について」です。1件受理しました。24ページを御覧下さい。
7番は、「農地の転用制限の例外による届出について」です。2件受理しました。25ページを御覧下さい。
8番は、「農地であることの証明について」です。1件証明しました。26ページを御覧下さい。
9番は、「地目変更登記に係る照会に対する回答について」です。1件回答しました。27ページを御覧下さい。
10番は、「3条許可の取消について」です。1件取消しました。28ページを御覧下さい。
11番は、「5条転用届出の取消について」です。1件取消しました。
報告事項の説明については以上です。

議長 審議事項は以上でございます。
最後に全体を通しまして、何か御意見・御質問はございませんか。
それでは、以上をもちまして、令和2年8月、徳島市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は長時間にわたり、御審議ありがとうございました。

(午後4時50分)